

1996.9.21

代議員様
<組合員回覧>

1996.9.21
光和精鉦労働組合

宝田氏の脊髄損傷労災補償交渉結果について

1996.2.15 宝田氏はエック車から転落し脊髄損傷により四肢麻痺常態となった。現在治療中であるが、ようやく両腕を上下できるようになったものの、手指は不自由で筆記できる状態にはなく、排便、食事等で常に付添介護を必要としています。大変不幸なことですが、職場復帰は絶望的で、生涯、障害者として生活せざるをえなくなりそうです。（職場復帰不可の場合は 会社は 3年後解雇すること可）

さて、会社は労働者に対して災害をおこなさいように教育を含め考えられる万全の対策を講じる義務<企業の安全配慮義務違反（最高裁で確定）>を根拠に交通事故並の加害者損害賠償請求を背景に交渉してきました。本人の故意または重大な過失がなければ、安全配慮義務違反と無過失責任との要素で損害賠償請求が可能となる最近の判例を論拠に補償交渉を延べ 5回に亙りおこない今般、不十分ではあるが、入院中の補償について、下記のとおり決着しました。

なお、今春闘で労災法定外補償の充実を要求したが、会社は親会社以上の補償はできないと回答をしながら、秘密裏に規程外の一時金10万円を家族に提示していたことを補足しておきます。

記

< 労災法定外補償結果> -----

- 1. 本人入院見舞金 ---- @1,000 /日
既存労働協約による。毎月支給済み。
- 2. 家族付添費用 --- @1,000 /日
S51 年 労使確認書の適用拡大解釈。--社規集には未掲載
入院中に限る。
- 3. 介護衛生用品（おしめ代等）---- @1,410 /日
保険外療養費用として標準必要量積算により実費相当金
- 4. 介護のための通院交通費
公共交通利用料金相当支給
- × 5. 請負介護料謝礼
入院中は労災保険内完全看護あり、謝礼は不支給とする。
家族付添費用は不十分であるが、付添費用@1000 と交通費で補填。
- 6. 退院後の補償
住宅特例融資、在宅介護料等を今後継続協議とする。
介護衛生用品は実態に則して支給継続。
介護住宅の世話、融資相談等の援助に努める。
- 8. 遡及適用
2.3.4 は遡及適用。9 月分からは翌月給与日に支給。
- 7. その他
平均賃金の追加精算--常昼勤務の07:00 早出出勤の交替手当と残業の差額分、を平均賃金算定に入れなかったのでその加算を要求した。
近々、監督署から精算認定される見込。
平均賃金（ 残業代含む暦日割額）100%補償 -- 既存協約
労災保険- 80% 会社扶助-- 20%
- 8 慰謝料
損害賠償請求では慰謝料が認められる。今後の進展により問題となってくるかもしれないが、法定外障害補償協定には十分ではないが慰謝料的要素が包括されていることを考慮し請求保留としている。

以上
文責を伊達

1996.8.20

議事録
(宝田氏の労災入院の家族付添介護に関して)

会社と労働組合は、平成8年2月15日被災した宝田雄三氏の入院中の家族の付添費用に対して、「家族付添介護看護費用支給」の労使確認書(昭和51年1月30日付)の解釈について、労使協議を平成8年8月12日におこなった。
その協議で双方一致した解釈、運用は次のとおりである。

<協議合意内容>

1. 宝田氏の症状

平成8年2月15日脊髄損傷で、「総合せき損センター」に緊急入院したのであるが、脊髄損傷のため肩部以下の身体の神経麻痺のため、下半身の運動機能は停止しており、歩行不能、排便、排尿等は自力でおこなうことができずにいる。その介護に病院の専属看護婦(師)だけでは不十分で、リハビリ、食事、排出物処理のため、病院側が家族の付添いを望んでおり、同病院の脊髄損傷で入院している宝田氏と同様の症状患者の多くは、家族または雇用付添人の付添介護が常時なされている。

この症状では、病院の専属看護婦以外に実態として、付添いが必要であることが客観的に容認される。

2. 医者の承認について

労使確認書では、家族の付き添い費用支給条件に、「医者の承認」が必要である旨記載している。

今回のケースは、特に医者の確認をしていないが、脊髄センターの入院療養形態およびリハビリの介添え等の実態から、医者が認定したものと見做すことができる。

3. 交通費および労災保険適用外療養費について

付き添いのための交通費、家族以外の者に支払った付き添い料、保険適用外の衛生用品等のかかった費用の負担を、本件の労使確認書に基づき支給する「家族付添費用@1,000円/日」の内数とするか否かについては、今後、さらに労使協議に委ねることとし、とりあえず既存の労災補償協定を適用することのみ実施することにした。

4. 付添費用の支払日

入院日から平成8年7月31日までの毎日付き添いしたものととして、@1,000円/円×暦日数分の費用を早期に会社は支払うことにする。
以後については、給与支給日に支払うことにする。

以上

労使協議日 : 平成8年8月12日

議事録確認日 : 平成8年8月20日

議事確認者

光和精鉱株式会社
取締役 総務部長 三浦 正義

光和精鉱労働組合
書記長

伊達 雅文



宝田

1996.11.26

議 事 録

(宝田氏の労災入院の労災保険適用外療養費および交通費に関して)

会社と労働組合は、平成8年2月15日被災した宝田氏の入院中の家族の交通費及び入院中の労災保険適用外療養費(衛生用品)の費用の支給に関し、労使協議を平成8年9月18日におこなった。その協議で双方一致した解釈、運用は次のとおりである。

<協議合意内容>

- 1. 労災保険適用外療養費(衛生用品)
衛生用品類には、市場価格差があり、またリハビリで運動量が増えると使用枚数も増えるが、標準的な費用については、1日の標準衛生用品の実態使用量を算定のうえ、産業医大の売店の各単価をもって、入院期間に応じて当分の間次のとおり支払うこととする。

1日標準費用 1,410円/日
(算定基礎別紙①参照)

- 2. 退院後の労災保険適用外療養費及び住居等について
 - (1) 労災保険適用外療養費(衛生用品)については、症状の変化があると思われるが実態に応じて見直しを行なう。
 - (2) 退院後の家族付き添い費用については、労災保険から補助があるが支給条件に満たさず労災保険が不支給のときは、労災保険の限度額準拠でその時点で別途協議検討する。
 - (3) 退院後の自宅療養の住居については、公共の福祉制度および融資制度を調査し、住居の斡旋も含み援助協力し、会社の特例融資も検討することとする。

- 3. 介護通院のための交通費
介護のための交通費は、入院場所が遠隔地であることを考慮し、自宅から病院までの合理的経路による公共交通機関料金を次のとおり支払うこととする。

総合せき損センター 2,480円/日
産業医科大学 1,340円/日
(算定基礎別紙①参照)

- 4. 親族外の請負介護料
通院中は標準保険看護があるため、家族付き添い費用のみ支給し親族外に支払った介護料、謝礼金等は支給しない。

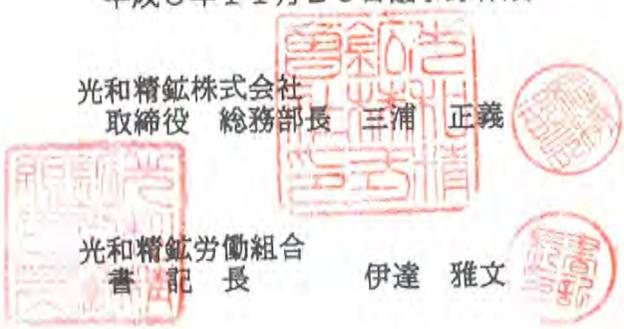
- 5. 交通費ならびに療養費の支給日
入院日から平成8年8月31日までの毎日付き添いしたものとし、各費用×暦日数分の費用を会社は平成8年9月30日に支払うことにする。
以後については、当月分を翌月の給与支給日に支払うことにする。

以上

平成8年11月26日議事録作成

光和精鉱株式会社
取締役 総務部長 三浦 正義

光和精鉱労働組合
書記長 伊達 雅文



1. 労災保険適用外医療費（1日標準費用）

品 物	単 価	枚 数	金 額
オムツ	70.00	× 5 =	350.0
パンツ型オムツ	145.33	× 4 =	581.3
尿とりパット	27.33	× 4 =	109.3
ウェットティッシュ	6.86	× 20 =	137.2
お手軽手袋	30.90	× 6 =	185.4
サクラメント手袋	1.03	× 6 =	6.2
			1.369.4

$$1,369.4 \times 1.03 = 1,410.48 \rightarrow 1,410\text{円}/\text{日}$$

(消費税)

* 上記単価は、H8/9時点の産業医科大学の単価を適用。

2. 介護通院公共交通機関

* 総合せき損センター

一枝～戸畑駅	200円	バス
戸畑駅～新飯塚駅	800円	JR
新飯塚～東いかわ道(急行)	240円	バス
計	1,240円	(片道)

$$1,240\text{円} \times 2\text{回} = 2,480\text{円}/\text{日}$$

(往復)

* 産業医科大学

一枝～戸畑駅	200円	バス
戸畑駅～黒崎駅	220円	JR
黒崎駅～産業医大	250円	バス
計	670円	(片道)

$$670\text{円} \times 2\text{回} = 1,340\text{円}/\text{日}$$

(往復)

1997. 1. 30

付添看護費用

(~)

確 認 書

光和精鋳株式会社と光和精鋳労働組合とは
災害補償に関する協定書の一部改訂に付帯し、
次のとおり確認する。

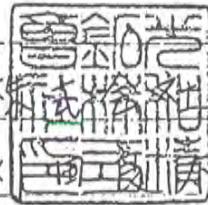
記

1. 組合員が業務上負傷し、または疾病にかかり会社の
指定する病院に入院し医師が付添看護を必要
と認めた場合、法定給付を原則とする。ただし医師
が被災者家族の付添を必要と認めた場合、会社
は誠意をもって善処する。
2. 労組により家族が付添った場合、付添費用として
1日につき1,000円を支給する。

昭和51年1月30日

光和精鋳株式会社

取締役



光和精鋳労働組合

執行委員長

